

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立高度専門医療センター施設整備に必要な経費	事業開始年度	平成16年度	作成責任者		
担当部局	医政局	担当課室	政策医療課	課長 池永 敏康		
会計区分	特別会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国における死亡数、患者数、医療費のいずれをとっても最も大きな割合を占める、がん、脳卒中、心臓病など、その征圧が国家的な課題である特定の疾患等について、高度先駆的医療の実施、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究、医療従事者の研修を円滑に実施するために必要な国立高度専門医療センターの建物整備、医療機械整備等を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立高度専門医療センターにおける病棟等診療業務に必要な整備及び研究、教育研修に必要な整備等並びに医療機械の更新及び新規購入。					
実施状況	平成21年度 国立高度専門医療センター 6センター 病棟整備 1,435百万円 その他 9,501百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	24,919	31,070	20,451	-	-
	執行額	10,046	17,531	10,936		
	執行率	40.3%	56.4%	53.5%		
	総事業費(執行ベース)	10,046	17,531	10,936		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	各国立高度専門医療センターの施設整備計画に基づき、緊急性・必要性等を踏まえて、計画的に整備しており、事業を的確に遂行するため、各国立高度専門医療センターが自ら契約し、その用途についても全て把握している。したがって、事業目的の実現や効果の観点からの検証は十分に行われている。				
	見直しの余地	平成21年度限りの経費				
予算監視の所見率化	平成22年度より国立高度専門医療センターが独立行政法人化したことによりに伴い廃止している。					
補記	1. 「予算の状況」欄において、各年度の執行額については翌年度へ繰り越しているものは含めていない。なお、各年度の執行額に繰越額を含めると執行率は次のとおりである。					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	翌年度繰越額	14,591百万円	13,134百万円	-		
	繰越額を含んだ執行率	(98.9%)	(98.7%)	(53.5%)		
	2. 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末をもって廃止され、国立高度専門医療センターは平成22年4月1日より独立行政法人へ移行した。					

厚生労働省

10,936百万円



A

国立高度専門医療センター 10,936百万円

(内訳)

国立がんセンター 3,605百万円

国立国際医療センター 2,411百万円

国立精神・神経センター 2,401百万円

国立成育医療センター 939百万円

国立循環器病センター 843百万円

国立長寿医療センター 737百万円

〔国立高度専門医療センターの建物その他の施設の整備〕

A.厚生労働省(国立がんセンター)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
施設整備費	施設整備費、特別施設整備費	3,384			
土地不動産購入費	土地不動産購入費	154			
事務費	設計費、工事事務費、工事監理費等	67			
計		3,605	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)